

経 済 産 業 省

20200612貿局第1号
輸出注意事項2020第11号
輸入注意事項2020第24号
経済産業省貿易経済協力局

「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年6月19日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「特定手続等に係る申請者の届出について」等の一部改正について

「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和2年6月21日から施行する。

「特定手続等に係る申請者の届出について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定手続等に係る申請者の届出について（平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）

改正後	現行
<p>1.・2. (略)</p> <p>3. 申請者の届出等 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請者届出書の添付書類等 ①～③ (略) (削る)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 受付窓口 申請者届出書の受付窓口は次のとおりとする。 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易管理課電子化・効率化推進室</u> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号</p>	<p>1.・2. (略)</p> <p>3. 申請者の届出等 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請者届出書の添付書類等 ①～③ (略)</p> <p>④ <u>返信用封筒（簡易書留により郵送するために必要な額に相当する切手を貼付した日本工業規格角形2号の封筒若しくは日本工業規格A列4番の書面を折ることなく入れることのできる封筒に、(1)の届出を行おうとする者の宛先を記入したものに限り。）</u> 1枚</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 受付窓口 申請者届出書の受付窓口は次のとおりとする。 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易管理課（システム管理係）</u> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号</p>
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">申請者届出書の記載要領</p> <p>1.～7. (略)</p> <p>8. 「NACCS利用者ID」の欄 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社に <u>NACCS 外為法関連業務</u>の利用申し込みを行い、取得したNACCS利用者IDを必ず記載すること。なお、法人の場合は代表権者のNACCS利用者IDを記載し、被委任者のNACCS利用者IDを被委任者欄に記載すること。</p> <p>9. 「備考」の欄 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 法人にあっては、法人番号を記載すること。</u> (削る)</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">申請者届出書の記載要領</p> <p>1.～7. (略)</p> <p>8. 「NACCS利用者ID」の欄 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社に <u>NACCS 貿易管理サブシステム</u>の利用申し込みを行い、取得したNACCS利用者IDを必ず記載すること。なお、法人の場合は代表権者のNACCS利用者IDを記載し、被委任者のNACCS利用者IDを被委任者欄に記載すること。</p> <p>9. 「備考」の欄 (1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>10. その他 <u>記載例1から3までを参照のこと。</u> <u>なお、記載例は輸出規則別表第6を使用しているが、輸入規則別表第3又は貿易外省令別紙様式第6の3による場合も同様である。</u></p>

(削る)

[記載例 1] ~ [記載例 3] (略)

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について（平成14年11月5日付け輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号）

改正後	現行
<p>1. 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この通達において「申告者」とは、裏書情報の記録等に、専用電子計算機と自らの使用に係る入出力装置（以下「入出力装置」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「<u>NACCS</u>」という。）を使用する者とする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>電子許可・承認・確認に係る貨物の税関へ輸出入申告に係る手続等の運用については、この通達の定めるほか、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号、輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）及び外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達（平成19年7月2日付け平成19・07・02貿局第4号）その他の輸出又は輸入の際の税関の確認手続に係る通達によるものとする。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 税関確認のための手続</p> <p>(1) 通関業者の指定</p> <p>輸出入者は、電子許可・承認・確認ごとに電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付輸出注意事項12第15号、輸入注意事項12第8号、平成12・03・17貿局第4号。以下「特定手続通達」という。）<u>13</u>の規定により経済産業大臣が専用電子計算機に備えられたファイルに記録した許可番号、承認番号又は確認番号を当該ファイルから特定入出力装置(特定手続通達1（3）に規定するもの。以下同じ。）を使用して入手し、電子許可・承認・確認ごとに当該電子許可・承認・確認に係る貨物の申告者を特定入出力装置を使用して指定し、当該指定の情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。</p> <p>(2) 許可・承認・確認情報の記録等</p> <p>① 申告者は、<u>NACCS</u>の障害に備えて、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された、税関への輸出入申告をしようとする貨物に係る許可・承認・確</p>	<p>1. 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この通達において「申告者」とは、裏書情報の記録等に、専用電子計算機と自らの使用に係る入出力装置（以下「入出力装置」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「<u>通関データベースシステム</u>」という。）を使用する者とする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>電子許可・承認・確認に係る貨物の税関へ輸出入申告に係る手続等の運用については、この通達の定めるほか、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号、輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）及び外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達（平成12年4月3日12貿入税第1号）その他の輸出又は輸入の際の税関の確認手続に係る通達によるものとする。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 税関確認のための手続</p> <p>(1) 通関業者の指定</p> <p>輸出入者は、電子許可・承認・確認ごとに電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付輸出注意事項12第15号、輸入注意事項12第8号、平成12・03・17貿局第4号。以下「特定手続通達」という。）<u>9</u>の規定により経済産業大臣が専用電子計算機に備えられたファイルに記録した許可番号、承認番号又は確認番号を当該ファイルから特定入出力装置(特定手続通達1（3）に規定するもの。以下同じ。）を使用して入手し、電子許可・承認・確認ごとに当該電子許可・承認・確認に係る貨物の申告者を特定入出力装置を使用して指定し、当該指定の情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。</p> <p>(2) 許可・承認・確認情報の記録等</p> <p>① 申告者は、<u>通関データベースシステム</u>の障害に備えて、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された、税関への輸出入申告をしようとする貨物に係</p>

認情報を申告者の自らの入出力装置等にダウンロードするものとする。

②・③（略）

(3) 許可・承認・確認情報の修正等

①（略）

② 税関への輸出入申告の際、当該輸出入申告に係る貨物に係る電子許可・承認・確認の内容について訂正又は変更の必要が生じた場合、申告者は当該輸出入申告に係る貨物に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報を消去し、当該電子許可・承認・確認の有効期限内において、輸出入者が、特定手続通達5（3）及び6（3）に規定される電子許可等情報の変更申請又は電子承認・割当情報の変更申請を行い必要な訂正又は変更を行うこととする。

なお、この場合において、当該訂正又は変更の内容が運用通達別表第4の2-4に掲げるものであっても同様とする。

③ ②の訂正又は変更が「輸出貿易管理令第12条第二号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」（昭和62年11月10日付け62貿局第4313号、輸出注意事項62第21号）第六号の規定の適用を受けるものである場合は、②の規定は適用しない。

なお、この場合、当該規定の権限を行使した税関長は当該権限を行使した旨の書面を交付するので、当該書面の交付を受けた輸出入者は、当該税関長の指示に従い当該書面を経済産業省貿易管理課電子化・効率化推進室まで提出しなければならない。

④ ②の訂正又は変更が輸入令第18条第二号の規定の適用を受けるものである場合は、②の規定は適用しない。

なお、この場合、当該規定の権限を行使した税関長は当該権限を行使した旨の書面を交付するので、当該書面の交付を受けた輸出入者は、当該税関長の指示に従い当該書面を経済産業省貿易管理課電子化・効率化推進室まで提出しなければならない。

⑤ 税関への輸出入申告の際、専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報について、当該裏書情報が真に輸出入申告に当たって記載すべきものであると相違ないと税関により確認された後、当該裏書情報を訂正又は変更しようとする場合、以下の手続をとらなければならない。

(イ) 訂正又は変更を行おうとする者は、当該訂正又は変更しようとする専用電子計算機に備えられたファイルに記録された裏書情報を書面に出力し、当該書面に税関の担当官により訂正又は変更しようとする内容について承認及

る許可・承認・確認情報を申告者の自らの入出力装置等にダウンロードするものとする。

②・③（略）

(3) 許可・承認・確認情報の修正等

①（略）

② 税関への輸出入申告の際、当該輸出入申告に係る貨物に係る電子許可・承認・確認の内容について訂正又は変更の必要が生じた場合、申告者は当該輸出入申告に係る貨物に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報を消去し、当該電子許可・承認・確認の有効期限内において、輸出入者が、特定手続通達4（3）及び5（3）に規定される電子許可等情報の変更申請又は電子承認・割当情報の変更申請を行い必要な訂正又は変更を行うこととする。

なお、この場合において、当該訂正又は変更の内容が運用通達別表第4の2-4に掲げるものであっても同様とする。

③ ②の訂正又は変更が「輸出貿易管理令第11条第二号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」（昭和62年11月10日付け62貿局第4313号、輸出注意事項62第21号）第六号の規定の適用を受けるものである場合は、②の規定は適用しない。

なお、この場合、当該規定の権限を行使した税関長は当該権限を行使した旨の書面を交付するので、当該書面の交付を受けた輸出入者は、当該税関長の指示に従い当該書面を経済産業省貿易管理課まで提出しなければならない。

④ ②の訂正又は変更が輸入令第18条第二号の規定の適用を受けるものである場合は、②の規定は適用しない。

なお、この場合、当該規定の権限を行使した税関長は当該権限を行使した旨の書面を交付するので、当該書面の交付を受けた輸出入者は、当該税関長の指示に従い当該書面を経済産業省貿易管理課まで提出しなければならない。

⑤ 税関への輸出入申告の際、専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報について、当該裏書情報が真に輸出入申告に当たって記載すべきものであると相違ないと税関により確認された後、当該裏書情報を訂正又は変更しようとする場合、以下の手続をとらなければならない。

(イ) 訂正又は変更を行おうとする者は、当該訂正又は変更しようとする専用電子計算機に備えられたファイルに記録された裏書情報を書面に出力し、当該書面に税関の担当官により訂正又は変更しようとする内容について承認及

び当該承認の記載を受け、税関名、訂正又は変更を承認した年月日及び担当官の印を受けた後、速やかに別表第2に規定される裏書情報事後訂正(変更)願1通に必要な事項を記入し、(ハ)に掲げる書類等を添付して、貿易経済協力局貿易管理課電子化・効率化推進室に届け出るものとする。

(ロ) (略)

(ハ) 裏書情報事後訂正(変更)願の添付書類等

(a) (略)

(b) 事実を証する書類 (税関の許可通知書、インボイス等) 1通

(c) (略)

(4) 裏書情報の削除

(2)の②の規定により専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報に係る貨物の輸出又は輸入を行わないこととなった場合には、申告者は当該記録した裏書情報を専用電子計算機に備えられたファイルから削除しなければならない。

(削る)

び当該承認の記載を受け、税関名、訂正又は変更を承認した年月日及び担当官の印を受けた後、速やかに別表第2に規定される裏書情報事後訂正(変更)願1通に必要な事項を記入し、(ハ)に掲げる書類等を添付して、貿易経済協力局貿易管理課長に届け出るものとする。

(ロ) (略)

(ハ) 裏書情報事後訂正(変更)願の添付書類等

(a) (略)

(b) 事実を証する書類 1通

(c) (略)

(4) 裏書情報の削除

(2)の①の規定により専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報に係る貨物の輸出又は輸入を行わないこととなった場合には、申告者は当該記録した裏書情報を専用電子計算機に備えられたファイルから削除しなければならない。

5. 通関データベースシステムを使用することができない貨物

電子許可・承認・確認に係る貨物の輸出又は輸入がNACCS特例法第3条第4項の官報で告示する税関以外の税関に輸出入申告される場合は、輸出者が特定手続通達14、15及び17の規定に基づき輸出許可証等、輸入承認証等又は特別一般包括許可証等の交付を受けなければならない。

別表第1

(1) 輸出に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	文字数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
申告番号 (略)	11	英数字	注6	1
欄番号	2	英数字	注11	99
単位	10	英数字	入力不可 注12	99
船積数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注10	99

<入力注意事項> (略)

(2) 輸入 (金額割当又は金額により承認されたもの) に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	文字数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
------------	-----------	----------	----------	------------

別表第1

(1) 輸出に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	文字数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
申告番号 (略)	10	英数字	注6	1
欄番号	2	英数字	注11	50
単位	10	英数字	入力不可 注12	50
船積数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注10	50

<入力注意事項> (略)

(2) 輸入 (金額割当又は金額により承認されたもの) に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	文字数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
------------	-----------	----------	----------	------------

申告番号	11	英数字	注6	1
(略)				
欄番号	2	英数字	注11	99
単位	10	英数字	別紙3 (単位コード表)	99
送状数量	19	数字	整数部12桁、小数部5桁 注8	99

<入力注意事項> (略)

(3) 輸入 (数量割当又は数量により承認されたもの) に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	桁数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
申告番号	11	英数字	注6	1
(略)				
欄番号	2	英数字	注9	99
単位	10	日本語	入力不可 注10	99
送状数量	19	数字	整数部12桁、小数部5桁 注8	99
通関数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	99
ショーテイジ数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8 注11	99
ショーテイジ利用数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁	99
換算係数	5	数字	注12	99
換算数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8 注13	99
数量備考	70	日本語	注14	99

<入力注意事項> (略)

(4) 事前確認 (めろ) に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	桁数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
申告番号	11	英数字	注6	1
(略)				
欄番号	2	英数字	注9	99
単位	10	日本語	入力不可 注10	99
送状数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	99

<入力注意事項> (略)

(5) 事前確認 (ワシントン、かに、まぐる及びオゾン) に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	桁数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
申告番号	11	英数字	注6	1

申告番号	10	英数字	注6	1
(略)				
欄番号	2	英数字	注11	50
単位	10	英数字	別紙3 (単位コード表)	50
送状数量	19	数字	整数部12桁、小数部5桁 注8	50

<入力注意事項> (略)

(3) 輸入 (数量割当又は数量により承認されたもの) に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	桁数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
申告番号	10	英数字	注6	1
(略)				
欄番号	2	英数字	注9	50
単位	10	日本語	入力不可 注10	50
送状数量	19	数字	整数部12桁、小数部5桁 注8	50
通関数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	50
ショーテイジ数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8 注11	50
ショーテイジ利用数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁	50
換算係数	5	数字	注12	50
換算数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8 注13	50
数量備考	70	日本語	注14	50

<入力注意事項> (略)

(4) 事前確認に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	桁数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
申告番号	10	英数字	注6	1
(略)				
欄番号	2	英数字	注9	50
単位	10	日本語	入力不可 注10	50
送状数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	50

<入力注意事項> (略)

(5) 事前確認 (ワシントン) に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	桁数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
申告番号	10	英数字	注6	1

(略)				
建値	3	英数字	別紙2 (建値コード表) 注11	1
通貨	3	英数字	別紙1 (通貨コード表) 注11	1
送状金額	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8、注11	1
欄番号	2	英数字	注9	99
単位	10	日本語	入力不可 注10	99
送状数量	19	数字	整数部12桁、小数部5桁 注8	99

<入力注意事項>

(注1) ~ (注10) (略)

注11: 「かに」及び「まぐろ」の場合は入力不可

別紙1 ~ 別紙3 (略)

別表第2

裏書情報事後訂正(変更)願

電子化・効率化推進室長 殿

年 月 日

届出者名

記名押印

又は署名

住 所

事業所コード

--	--	--	--	--

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について(平成14年11月5日付け輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号)の4.(3)⑤の規定により、下記のとおり訂正(変更)願います。

記

(略)

(略)				
建値	3	英数字	別紙2 (建値コード表)	1
通貨	3	英数字	別紙1 (通貨コード表)	1
送状金額	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	1
欄番号	2	英数字	注9	50
単位	10	日本語	入力不可 注10	50
送状数量	19	数字	整数部12桁、小数部5桁 注8	50

<入力注意事項>

(注1) ~ (注10) (略)

(新設)

別紙1 ~ 別紙3 (略)

別表第2

裏書情報事後訂正(変更)願

貿易管理課長殿

年 月 日

提出者

記名押印

又は署名

住 所

事業所コード

--	--	--	--	--

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について(平成14・10・28 貿易管理課第4号、輸出注意事項14第44号、輸入注意事項14第45号)5.(3)⑤の規定により、下記のとおり訂正(変更)願います。

記

(略)

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて（平成15年8月27日付け輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号）

改正後	現行
<p>電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時に<u>NACCS外為法関連業務</u>の停止があった場合の取扱いについて</p> <p>輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号）第1条の2及び輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号）第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した申請に対する輸出許可、輸出承認、輸入承認及び事前確認（以下「許可・承認・確認の処分」という。）であって当該許可・承認・確認の処分を書面により交付していないもの（以下「電子許可・承認・確認」という。）に係る貨物について税関への輸出入申告に当たっての記録すべき情報（以下「裏書情報」という。）の記録等の際し、<u>NACCS外為法関連業務</u>の停止があった場合の取扱いについて、下記のとおり定め、平成15年8月27日から実施する。</p> <p>1. 定義</p> <p>(1) この通達において「専用電子計算機」、「申告者」、「<u>NACCS外為法関連業務</u>」及び「許可・承認・確認情報」とは、「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」（平成14年11月5日付け、平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号、輸入注意事項14第45号（以下「電子裏書通達」という。）1「定義」に規定するものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) この通達において「<u>NACCS外為法関連業務の停止</u>」とは、<u>NACCS外為法関連業務</u>がシステムの障害により通常の運用を行わない状態（以下「システム臨時停止状態」という。）をいう。</p> <p>2. システム臨時停止状態の確認</p> <p>申告者は、税関への輸出入申告に当たって、<u>NACCS外為法関連業務</u>の障害の理由により裏書登録等の作業が出来ないことが発生した場合は、システム臨時停止状態であるか否かの確認を、申告者の自らの使用に係る入出力装置から輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運用する <u>NACCS 掲示板</u>に表示され</p>	<p>電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時に<u>通関データベースシステム</u>の停止があった場合の取扱いについて</p> <p>輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号）第1条の2及び輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号）第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した申請に対する輸出許可、輸出承認、輸入承認及び事前確認（以下「許可・承認・確認の処分」という。）であって当該許可・承認・確認の処分を書面により交付していないもの（以下「電子許可・承認・確認」という。）に係る貨物について税関への輸出入申告に当たっての記録すべき情報（以下「裏書情報」という。）の記録等の際し、<u>通関データベースシステム</u>の停止があった場合の取扱いについて、下記のとおり定め、平成15年8月27日から実施する。</p> <p>1. 定義</p> <p>(1) この通達において「専用電子計算機」、「申告者」、「<u>通関データベースシステム</u>」及び「許可・承認・確認情報」とは、「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」（平成14年11月5日付け、平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号、輸入注意事項14第45号（以下「電子裏書通達」という。）1「定義」に規定するものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) この通達において「<u>通関データベースシステムの停止</u>」とは、<u>通関データベースシステム</u>がシステムの障害により通常の運用を行わない状態（以下「システム臨時停止状態」という。）をいう。</p> <p>2. システム臨時停止状態の確認</p> <p>申告者は、税関への輸出入申告に当たって、<u>通関データベースシステム</u>の障害の理由により裏書登録等の作業が出来ないことが発生した場合は、システム臨時停止状態であるか否かの確認を、申告者の自らの使用に係る入出力装置から輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運用する <u>ホームページの府省共通ポー</u></p>

る運転状況により行うものとする。

3. システム臨時停止状態の際の手続

(1) 申告者は、上記2.によりシステム臨時停止状態であることを確認した上で、輸出又は輸入しようとする電子許可・承認・確認に係る貨物について、電子裏書通達4(2)又は(3)の裏書情報の記録又は修正等の記録等ができない場合は、4.(1)及び(2)に規定する書類を税関に提出することにより代えることとする。

なお、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特定包括輸出許可に係る貨物の場合については、4.(2)に規定する書類の提出は要さないこととする。

(2) (略)

(3) 税関は、(2)により輸出令第5条第1項又は輸入令第15条第1項の確認をした場合は、(2)の書類に当該確認を行った税関官署及び日付を押印し、(1)の書類に貼り付け割り印を行って申告者に返還し、当該書類を速やかに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課電子化・効率化推進室(以下「電子化・効率化推進室」という。)に提出するよう、申告者に指示をするものとする。

(4) 申告者は、当該書類を速やかに電子化・効率化推進室に提出することとする。

(5) 申告者は、当該手続を行った輸出入申告のうち、システム臨時停止状態以前に既に裏書情報の記録等を行った後にシステム臨時停止状態になった輸出入申告については、システム運転再開後に電子化・効率化推進室からデータ復旧操作の指示を受けるものとする。

4. 税関の確認のために申告者が提出する書類

(1) 電子裏書通達4(2)①によりシステム臨時停止状態になる前に専用電子計算機に備えられたファイルからダウンロードして申告者の自らの使用に係る入出力装置等へ取り出した許可・承認・確認情報であって、当該電子許可・承認・確認情報を書面に印刷したもの(注)

(注) 次に掲げる書面とする。

1. 輸出貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第64号)別表第3又は別表第4

2. 輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令)別表第2

3. 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)別

タルの運転状況表示掲示板に表示される運転状況により行うものとする。

3. システム臨時停止状態の際の手続

(1) 申告者は、上記2.によりシステム臨時停止状態であることを確認した上で、輸出又は輸入しようとする電子許可・承認・確認に係る貨物について、電子裏書通達5(2)又は(3)の裏書情報の記録又は修正等の記録等ができない場合は、4.(1)及び(2)に規定する書類を税関に提出することにより代えることとする。

なお、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特定包括輸出許可に係る貨物の場合については、4.(2)に規定する書類の提出は要さないこととする。

(2) (略)

(3) 税関は、(2)により輸出令第5条第1項又は輸入令第15条第1項の確認をした場合は、(2)の書類に当該確認を行った税関官署及び日付を押印し、(1)の書類に貼り付け割り印を行って申告者に返還し、当該書類を速やかに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課(以下「貿易管理課」という。)に提出するよう、申告者に指示をするものとする。

(4) 申告者は、当該書類を速やかに貿易管理課に提出することとする。

(5) 申告者は、当該手続を行った輸出入申告のうち、システム臨時停止状態以前に既に裏書情報の記録等を行った後にシステム臨時停止状態になった輸出入申告については、システム運転再開後に貿易管理課からデータ復旧操作の指示を受けるものとする。

4. 税関の確認のために申告者が提出する書類等

(1) 電子裏書通達5(2)①によりシステム臨時停止状態になる前に専用電子計算機に備えられたファイルからダウンロードして申告者の自らの使用に係る入出力装置等へ取り出した許可・承認・確認情報であって、当該電子許可・承認・確認情報を書面に印刷したもの(参考別紙1から参考別紙9までに掲げるもの)

紙様式第6の2

4 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)別紙様式

(2) (略)

(別添) (略)

(削る)

(2) (略)

(別添) (略)

(参考別紙1) ~ (参考別紙9) (略)

経 済 産 業 省

20200612貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」（令和元年8月9日付け）」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年6月19日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」（令和元年8月9日付け）一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月19日から施行する。
- 2 この規程の施行前に受理した届出は、なお従前の例による。

(別紙)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）（令和元年8月9日付け）

改正後	現行
<p>電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）</p> <p style="text-align: right;">令和2年6月19日 貿易経済協力局 貿易管理部貿易管理課電子化・効率化推進室</p> <p>（略）</p> <p>1. 代理者による電子申請を行うことができる申請の種類 特定手続通達3の規定により代理者による電子申請を行うことのできる申請は次に掲げる7種類です。</p> <p><u>(1) 輸出許可（外国為替及び外国貿易法第48条第1項）</u> <u>(2) 役務取引許可（外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項）</u> <u>(3) 輸出承認（輸出貿易管理令第2条第1項）</u> <u>(4) 輸入割当て（輸入貿易管理令第9条第1項）</u> <u>(5) 輸入承認・割当（輸入割当てと輸入承認を同時に申請できるものに限る。）（輸入貿易管理令第4条第1項第1号）</u> <u>(6) 輸入承認（2号承認・2の2号承認）（輸入貿易管理令第4条第1項第2号）</u> <u>(7) 事前確認（輸入貿易管理令第4条第1項第3号）</u></p> <p>2. （略）</p> <p>3. 依頼に必要な書類等 委任用パスワードの発行依頼を行うために必要な書類等は（1）から<u>（3）</u>までに掲げるものです。</p> <p>（1）委任用パスワード発行依頼書 別紙様式①に発行依頼者本人の記名及び押印又は署名を行ったもの （削る）</p>	<p>電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）</p> <p style="text-align: right;">令和元年8月9日 貿易経済協力局 貿易管理部貿易管理課</p> <p>（略）</p> <p>1. 代理者による電子申請を行うことができる申請の種類 特定手続通達3の規定により代理者による電子申請を行うことのできる申請は次に掲げる7種類です。</p> <p><u>(1) 外国為替及び外国貿易法第48条第1項の輸出許可の申請</u></p> <p><u>(2) 輸出貿易管理令第2条第1項の輸出承認の申請</u> <u>(3) 輸入貿易管理令第9条第1項の輸入割当ての申請</u> <u>(4) 輸入貿易管理令第4条第1項第1号の輸入承認・割当の申請</u></p> <p><u>(5) 輸入貿易管理令第4条第1項第2号の輸入承認の申請</u> <u>(6) 輸入貿易管理令第4条第1項第3号の事前確認の申請</u> <u>(7) 外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号の役務取引許可の申請</u></p> <p>2. （略）</p> <p>3. 依頼に必要な書類等 委任用パスワードの発行依頼を行うために必要な書類等は（1）から<u>（4）</u>までに掲げるものです。</p> <p>（1）委任用パスワード発行依頼書 別紙様式①に発行依頼者本人の記名及び押印又は署名を行ったもの （2）委任用パスワード発行依頼の委任情報（（1）の発行依頼書の別紙となる書面） <u>別紙様式②に発行依頼に必要な情報を記載したもの</u></p>

(2) 委任情報の内容が事実であることを証する委任状（発行依頼者本人による記名及び押印又は署名のなされているものに限る。） 2通（注）

(注) そのうち1通を、受付印押捺後、返還を受け、代理者が特定手続等の電子申請の代理行為を行う度に、当該委任状の写しを提出又は委任状に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(3) 返信用の封筒又はレターパック（注）

(注) 1 返信用の封筒にあつては、簡易書留で郵送するために必要な額に相当する返信用切手が貼付され、A列4番の書面を折ることなく入れることのできるものとする。

2 発行依頼者又は委任用パスワード発行依頼書に記載された担当者の住所及び氏名を記載すること。

4. 提出先（郵送又は持参）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課電子化・効率化推進室
〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

5.・6.（略）

7. 有効期限内に発行依頼者又は代理者、委任内容が変更になった場合

有効期限内に発行依頼者又は代理者の社名若しくは代表権者、委任内容が変更になった場合は、次の(1) 及び (2)に掲げる書類を4. の提出先に再提出して下さい。

なお、代理者を変更する場合は、3. の書類による新たな発行依頼手続が必要です。

(1) 委任用パスワード発行に関する変更依頼書

別紙様式②に発行依頼者本人の記名及び押印又は署名を行ったもの。

(2) 変更後の委任関係が事実であることを証する書類

3. (2)に掲げる書類

(3) 委任情報の内容が事実であることを証する委任状（発行依頼者本人による記名及び押印又は署名のなされているものに限る）を2通提出する。そのうち1通を、受付印押捺後、返還を受け、代理者が特定手続等の電子申請の代理行為を行う度に、当該委任状の写しを提出又は委任状に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(4) 返信用の封筒（簡易書留で郵送するために必要な額に相当する返信用切手が貼付され、A列4番の書面を折ることなく入れることのできる封筒に、発行依頼者（又は委任用パスワード発行依頼書に記載された担当者）の住所氏名が記載されているものに限る。）

4. 提出先（郵送又は持参）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課システム管理係
〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

5.・6.（略）

7. 有効期限内に発行依頼者又は代理者、委任内容が変更になった場合

有効期限内に発行依頼者又は代理者の社名若しくは代表権者、委任内容が変更になった場合は、次の(1) と (2)に掲げる書類を4 提出先に再提出して下さい。

なお、代理者を変更する場合は、3の書類による新たな発行依頼手続が必要です。

(1) 委任用パスワード発行に関する変更依頼書

別紙様式③に発行依頼者本人の記名及び押印または署名を行ったもの。

(2) 変更後の委任関係が事実であることを証する書類

3. 依頼に必要な書類等 (3)に掲げる書類

別紙様式①

委任用パスワード発行依頼書

電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項第12第8号)の「3 代理者による電子申請の手続」の規定により、別紙の委任情報のおとり委任用パスワードの発行を依頼します。

年 月 日

依頼者名
記名押印
又は署名
住 所

(担当者の連絡先)

部 署 名
担当者氏名
電 話 番 号
E - M a i l
F A X
住 所 〒

(削る)

別紙様式①

委任用パスワード発行依頼書

通達「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の「3 代理者による電子申請の手続」の規定により、別紙の委任情報のおとり〇〇 〇〇申請で使用する委任用パスワードの発行を依頼します。

発 行 依 頼 日
年 月 日

依頼者
記名押印
又は署名
住 所

本依頼に関する連絡先

部署名
担当者氏名
電話番号
E-Mail
FAX番号
住所〒

(記入要領)

- 1:〇〇〇〇には代理者に委任しようとする申請の種類(①外国為替及び外国貿易法第48条第1項の輸出許可の申請、②輸出貿易管理令第2条第1項の輸出承認の申請、③輸入貿易管理令第9条第1項の輸入割当ての申請、④輸入貿易管理令第4条第1項第1号の輸入承認・割当の申請、⑤輸入貿易管理令第4条第1項第2号の輸入承認の申請、⑥輸入貿易管理令第4条第1項第3号の事前確認(魚介類、ワシントン)の申請又は⑦外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号の役務取引許可の申請)に応じて「輸出許可」「輸出承認」「輸入割当」「輸入承認・割当」「輸入承認」「事前確認(魚介類)」「事前確認(ワシントン)」又は「役務取引許可」のいずれかを記入すること。
- 2:連絡先は全ての項目を記入すること。

(別紙)

委任用パスワード発行依頼の委任情報

<u>委任者</u>	<u>会社名</u>	
	<u>代表権者</u>	
	<u>申請者コード</u>	
<u>代理者</u>	<u>会社名</u>	
	<u>代表権者</u>	
	<u>申請者コード</u>	
<u>委任期限</u>		
<u>委任する申請手続・貨物の範囲</u>	<u>委任する申請手続</u>	<u>貨物の範囲</u>
	<input type="checkbox"/> 輸出許可	
	<input type="checkbox"/> 役務取引許可	
	<input type="checkbox"/> 輸出承認	
	<input type="checkbox"/> 輸入割当て（水産物）	
	<input type="checkbox"/> 輸入承認・割当	<input type="checkbox"/> オゾン <input type="checkbox"/> 水産物（特殊事由割当に限る。）
	<input type="checkbox"/> 輸入承認（2号承認）	
	<input type="checkbox"/> 輸入承認（2の2号承認）	
<input type="checkbox"/> 事前確認	<input type="checkbox"/> めろ <input type="checkbox"/> かに <input type="checkbox"/> まぐろ <input type="checkbox"/> ワシントン <input type="checkbox"/> オゾン	
<u>所要事由</u>		

別紙様式②

別紙

委任用パスワード発行依頼の委任情報

<u>委任者</u>	<u>会社名</u>	
	<u>代表権者</u>	
	<u>申請者コード</u>	
<u>代理者</u>	<u>会社名</u>	
	<u>代表権者</u>	
	<u>申請者コード</u>	
<u>委任期限</u>		
<u>委任する申請手続</u>		
<u>委任する貨物の範囲</u>		
<u>所要事由</u>		

(記入要領)

- 1:「申請者コード」は経済産業大臣に申請者届出をした NACCS 利用者 ID を半角英数字 8 桁で記入すること。
- 2:「委任期限」は、発行依頼日より 1 年以内に設定し、委任状に記載した委任期限を半角英数字 10 桁で yyyy/mm/dd で記入すること。
- 3:「委任する申請手続・貨物の範囲」は、代理者に委任する申請手続を選択 (チェック) し、「貨物の範囲」欄は、次のとおり該当する品目をすべて記入 (品目が掲げられているものは選択 (チェック)) する。すべての品目の場合は、申請手続の区分ごとに「全貨物」(役務取引許可は「全取引」)と記入する。
①輸出手続: 貨物名 (政令表番号-貨物番号)
②輸入手続: 品目名又は品目コード等 (注)
(注)「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について (平成 22 年 2 月 16 日付け輸出注意事項 22 第 4 号・輸入注意事項 22 第 5 号)」の別表第 7 に掲げる品目又は品目コード欄を参照のこと。
- 4:「所要事由」は全角漢字かな 200 文字以内で簡潔に記入すること。

(削る)

別紙様式②

委任パスワード発行に関する変更依頼書

代理申請で使用する委任用パスワードの発行依頼書の内容が変更になったため、別紙のとおり届出します。

年 月 日

依頼者名
記名押印
又は署名
住 所

(記入要領)

- 1:「申請者コード」は経済産業大臣に申請者届出が済んでいる NACCS 利用者 ID を半角英数字 8 桁で記入すること。
- 2:「委任期限」は、発行依頼日より 1 年以内に設定し、委任状に記載した委任期限を半角英数字 10 桁で yyyy/mm/dd で記入すること。
- 3:「委任する申請手続」は、代理者に委任する申請の種類に応じ、「輸出許可」「輸出承認」「輸入割当」「輸入承認・割当」「輸入承認」「事前確認 (魚介類)」「事前確認 (ワシントン)」又は「役務取引許可」のいずれかを記入すること。
- 4:「委任する貨物の範囲」は、輸出手続では「貨物名 (政令表番号-貨物番号)」を、輸入手続では「品目名 (品目コード)」を委任する貨物の数だけ記入すること。また、当該手続に係る全ての貨物の場合は、「全貨物」と記入すること。
- 5:「所要事由」は全角漢字かな 200 文字以内で簡潔に記入すること。

【記載例】・【委任状の例】(略)

別紙様式③

委任パスワード発行に関する変更依頼書

〇〇〇〇代理申請で使用する委任用パスワードの[発行依頼者、代理者、委任内容]が変更になったため、発行依頼書の内容が事実であることを証する書類を再提出いたします。

変更依頼日
年 月 日

依頼者
記名押印
又は署名
住所

(担当者の連絡先)

部 署 名
担当者氏名
電 話 番 号
E - M a i l
F A X
住 所 〒

<u>変更内容</u>	
<u>変更の理由</u>	

(別 紙)

委任用パスワード発行依頼の委任情報 (変更)

※変更する事項は下線の内容です。

<u>委 任 者</u>	<u>会 社 名</u>	
	<u>代 表 権 者</u>	
	<u>申請者コード</u>	
<u>代 理 者</u>	<u>会 社 名</u>	
	<u>代 表 権 者</u>	

変更内容

変更理由

本依頼に関する連絡先

部署名
担当者氏名
電話番号
E-Mail
F A X番号
住所〒

(新設)

	申請者コード	
委任期限		
委任する申請手続・貨物の範囲	委任する申請手続	貨物の範囲
	<input type="checkbox"/> 輸出許可	
	<input type="checkbox"/> 役務取引許可	
	<input type="checkbox"/> 輸出承認	
	<input type="checkbox"/> 輸入割当て（水産物）	
	<input type="checkbox"/> 輸入承認・割当	<input type="checkbox"/> オゾン <input type="checkbox"/> 水産物（特殊事由割当に限る。）
	<input type="checkbox"/> 輸入承認（2号承認）	
	<input type="checkbox"/> 輸入承認（2の2号承認）	
<input type="checkbox"/> 事前確認	<input type="checkbox"/> めろ <input type="checkbox"/> かに <input type="checkbox"/> まぐろ <input type="checkbox"/> ワシントン <input type="checkbox"/> オゾン	
所要事由		

（記入要領）

1：委任情報は、すべての項目を記入し、変更になる項目に下線を引くこと。

（記入要領）

- 1：〇〇〇〇には電子申請を委任しようとする申請の種類（①外国為替及び外国貿易法第48条第1項の輸出許可の申請、②輸出貿易管理令第2条第1項の輸出承認の申請、③輸入貿易管理令第9条第1項の輸入割当の申請、④輸入貿易管理令第4条第1項第1号の輸入承認・割当の申請、⑤輸入貿易管理令第4条第1項第2号の輸入承認の申請、⑥輸入貿易管理令第4条第1項第3号の事前確認の申請又は⑦外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号の役務取引許可の申請）に応じて「輸出許可」「輸出承認」「輸入承認・割当」「輸入承認」「事前確認（魚介類）」「事前確認（ワシントン）」又は「役務取引許可」のいずれかを記入すること。
- 2：[発行依頼者、代理人、委任内容]は、変更されないものを削除するか二本線で消すこと。

2：「申請者コード」は経済産業大臣に申請者届出をした NACCS 利用者 ID を半角英数字 8 桁で記入すること。

3：「委任期限」は、発行依頼日より 1 年以内に設定し、委任状に記載した委任期限を半角英数字 10 桁で yyyy/mm/dd で記入すること。

4：「委任する申請手続・貨物の範囲」は、代理者に委任する申請手続を選択（チェック）し、「貨物の範囲」欄は、次のとおり該当する品目をすべて記入（品目が掲げられているものは選択（チェック））する。すべての品目の場合は、申請手続の区分ごとに「全貨物」（役務取引許可は「全取引」と記入する。

①輸出手続：貨物名（政令表番号－貨物番号）

②輸入手続：品目名又は品目コード等（注）

（注）「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成 22 年 2 月 16 日付け輸出注意事項 22 第 4 号・輸入注意事項 22 第 5 号）」の別表第 7 に掲げる品目又は品目コード欄を参照のこと。

5：「所要事由」は全角漢字かな 200 文字以内で簡潔に記入すること。